

神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科学学位論文審査基準

2020年4月1日制定

食品薬品総合科学研究科では、ディプロマ・ポリシーで示す通り、栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、最先端の高度な知識を修得し、研究対象や研究方法を自ら見出し、展開する研究能力を獲得していることが学位授与の要件である。審査においては、予備審査により学位の申請を可と判定された者について、学位論文により専攻の研究能力と知識を評価する。学位論文は、次の項目に関して基準を満たすものでなければならない。

- 1) 研究内容が、神戸学院大学食品薬品総合科学研究科の研究領域に適合していること。
- 2) 学位論文の内容が、査読付き論文として国内外の学術雑誌に発表されていること。
- 3) テーマの明確性：研究テーマが明確で、その意義や背景が述べられていること。
- 4) 研究方法の妥当性：研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること。
- 5) 研究結果の明確性：研究結果が明確に示されていること（図表を含む）。
- 6) 先行研究の展望：研究テーマにおける先行研究が十分に理解され、検討されていること。
- 7) 論理の一貫性：論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性があること。
- 8) 独創性および発展性：学術的に独創性があり、また発展性を含むもので、新規性があること。
- 9) 倫理的配慮：ヒトや実験動物などの研究対象に対する倫理的配慮がなされていること。
- 10) 論文の書式：「食品薬品総合科学研究科博士論文作成要領」を遵守しており、書式が整い、分かりやすく記述されていること。
- 11) タイトル、学術用語が適切であること。
- 12) 文献の引用：文献の引用が適切であり、他者の著作権を侵害するものであってはならない。
- 13) 研究倫理の遵守：「神戸学院大学研究倫理綱領」が遵守されていること。